

第4章 住まいづくりの基本方針

第4章 住まいづくりの基本方針

第3章の住まいづくりの基本理念を踏まえ、次のとおり住まいづくりの基本方針を位置付け、必要な住まいづくりの施策を展開していきます。

基本理念

みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち

みんなで創る・・・・・

- ・市民・事業者・行政の協働による住まいづくり。
- ・様々な分野の担い手が協力し合う。
- ・住まいづくりとともにコミュニティがはぐくまれていく。

住まいづくりの目標

笑顔あふれる・・・・・

- ・市民誰もが、様々なサポートを受けながら、自ら住まいを確保して自立的に暮らすことができ、住みやすい地域を自らつくる「住む力」を身に付けている。
- ・市民一人ひとりのつながり、ふれあいを大切にするコミュニティがある。

住みよいまち・・・・・

- ・地域に残り、誇れるまち全体の資産となる、災害に強く、環境にもやさしい住まいづくり。
- ・豊かな水・みどりを大切にされた地域まちづくりの中で、府中に住むことの魅力・価値が生み出される。

住まいづくりの基本方針

基本方針1 みんなが安心して暮らせる住まいづくり（住まいの安定確保について）

安心して暮らせるまちの基礎として、市民誰もが安定的に住まいの確保ができる環境づくりに向けた住まいづくりの方針です。

基本方針2 みんなで未来に残す住まいづくり（良好な住宅ストック形成について）

災害に強く、環境にやさしい良好な住まいを、まちの資産として将来にわたり残していくための住まいづくりの方針です。

基本方針3 みんなで取り組む地域の住まいづくり（まちづくりとの連携について）

市民・事業者・行政の協働により、まちづくりとの連携の下で取り組むための住まいづくりの方針です。

【基本理念】 みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち

1 みんなが安心して暮らせる住まいづくり（住まいの安定確保について）

公営住宅による住宅セーフティネットの確保

安心できる高齢期の住まいづくり

障害者の自立した生活を支援する住まいづくり

子育てしやすい住まいの確保

住まいの相談窓口の充実

住まいの安定確保に向けた話し合いの場づくり

2 みんなで未来に残す住まいづくり（良好な住宅ストック形成について）

住まいの耐震診断・改修の促進

住まいの防災・防犯対策の促進

環境にやさしい住まいづくりの促進

住まいのバリアフリー化・健康配慮の促進

住み替えの受け皿としての既存住宅の有効活用

分譲マンションの適切な維持管理の促進

民間賃貸住宅の適切な維持管理の促進

公的住宅の計画的な修繕・更新

3 みんなで取り組む地域の住まいづくり（まちづくりとの連携について）

地域特性や周辺環境に配慮した住まいづくりの促進

魅力の高いまち並みを演出する住まいづくりの促進

大規模な土地利用に当たっての適切な住まいづくりの誘導

コミュニティをはぐくむ住まいづくりの促進

住まいづくりの担い手の連携による、住まいづくりサポートの充実

基本方針 1 みんなが安心して暮らせる住まいづくり

(住まいの安定確保について)

(1) 施策展開の基本的な考え方

低所得者や高齢者、障害者、子育て世帯など市民の誰もが安定的に住まいを確保できるよう、住宅セーフティネットの維持・充実を図ります。

今後の高齢化の進行を踏まえ、多様なニーズや個々の身体状況に合わせて適切な住まいが確保できる環境づくりを、住宅施策と福祉施策を連携させながら推進します。

「住みよいまち」の一層の充実に向けて、世代・世帯に応じた住まいの情報提供や相談体制の充実を図ります。

あわせて、本市の「住みよいまち」としての基礎的な暮らしやすさの向上に向けて、市民・事業者・行政の協働の下で、誰もが安心して住み続けることができる住まいのあり方について話し合っていく機会・場づくりを検討します。

(2) 住まいづくりの施策

公営住宅による住宅セーフティネットの確保

社会経済情勢の変化の中で、依然として公営住宅のニーズがあることから、市営住宅や都営住宅による住宅セーフティネットの確保に努めます。

市営住宅については、計画的な改修等により、住宅の長寿命化を図るとともに、高額所得者や収入超過者に対しての適切な対応や、世帯人数の減少した世帯に対して人数に応じた間取りの住戸への住替えを促すことで、適正な管理と有効活用に努めます。また、母子世帯など、特に入居への配慮が必要な世帯については、引き続き優遇入居制度等の適用を図り、子育て世帯の入居機会の確保・拡充について検討します。

都営住宅についても、本市の住宅セーフティネットを形成する重要な住宅であり、適正管理の推進と入居機会の確保などを必要に応じて東京都へ要請していきます。

また、経済的な理由から現在の住まいに住み続けることが急きょ困難になった世帯などに対し、市や国、東京都、関連団体の支援策について、社会福祉協議会を通じて情報提供を図るとともに、住まい確保の支援について検討します。

安心できる高齢期の住まいづくり

持家においては、高齢になってもできる限り住み慣れた住まいで生活が送れるよう、「介護保険住宅改修」や「高齢者自立支援住宅改修給付事業」などにより、生活・身体状況に合わせた持ち家の住宅改修の促進を図ります。

高齢になってからの住宅改修は、居住者の大きな負担となることから、体力・資力がある時期の改修を促進できるよう、住宅改修に係る情報提供など、その促進を図ります。

市営住宅においては、住宅セーフティネット策の一環として、引き続き、高齢者世帯の優遇抽選をはじめ、高齢者住宅の管理・供給に取り組みます。

民間賃貸住宅においては、高齢者の入居しやすい環境づくりに向けて、高齢者の見守りサービス「あんしん居住制度」や社会福祉協議会の保証制度等の普及・啓発を図ります。

また、できる限り自宅で生活し続けることができるよう、在宅で介護や医療サービスが受けられる環境づくりを図ります。

そのため、国の「サービス付き高齢者向け住宅の登録制度」をはじめ、東京都の「ケア付きすまい」など、福祉や医療サービスが複合した新たな高齢期の住まいづくりの普及・促進を図ります。

あわせて、地域包括支援センターを拠点とした「府中市高齢者見守りネットワーク事業」をはじめ、民生委員活動や、町会・自治会・老人クラブなどの地域コミュニティとの連携の下、単身世帯など高齢者の見守りを推進します。

障害者の自立した生活を支援する住まいづくり

障害者が自宅で自立した生活が送れるよう、「重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業」により、身体状況に合わせた住宅改修の促進を図ります。

また、地域での自立的な生活が送れるよう、グループホームの運営支援や地域生活支援サービスの提供に取り組むとともに、住宅に困窮する障害者に対しては「心身障害者住宅費助成事業」による民間賃貸住宅への入居支援や、市営住宅における優先入居など、引き続き支援していきます。

子育てしやすい住まいの確保

住宅セーフティネット策の一環として、住宅に困窮する子育て世帯に対し、ひとり親世帯の優遇抽選ほか、子育て世帯の期限付き入居制度の活用など、市営住宅の入居機会の確保・拡大について検討します。

また、東京都住宅供給公社や都市再生機構による中堅所得者向け賃貸住宅の供給とともに、市においても、引き続き、市民住宅の運営に取り組みます。

住まいの相談窓口の充実

高齢者や障害者、子育て世帯など各世帯の状況に応じ、住まい確保の支援等の適切な情報提供を行うとともに、相談を介して、市民が適切かつ総合的に支援を受けられることができるような相談機能の充実を図ります。

あわせて、高齢者や障害者などの住まいに係るトラブル防止や権利擁護に係る相談体制の充実を図ります。

住まいの安定確保に向けた話し合いの場づくり

本市の「住みよいまち」として基礎的な暮らしやすさの向上を目指し、高齢者や障害者など誰でも安定的に住まいを確保できる環境づくりについて、様々な分野の住まいづくりの担い手が集まり、意見交換する機会・場づくりを検討します。

また、民間賃貸など既存住宅の有効活用と、福祉サービス、地域の見守りが一体となった住まいづくりの方策や、財産としての住宅を有効活用した、新しい高齢期の住まい方などを、意見交換から発展させて、研究・検討をし、提案していくことを目指します。

～ 主要な事業・取組 ～

住まいづくりの施策	対応事業
公営住宅による住宅セーフティネットの確保	市営住宅の運営 高額所得者や収入超過者への対応など適正管理、世帯人員数にあった間取りの住戸への住み替え、優先入居制度の運用など
	子育て世帯の入居機会の確保・拡充策の検討
	社会福祉協議会による生活支援に係る情報提供
	住まいに係る相談窓口の充実の検討 (公営住宅に入居できない場合の相談など)
安心できる高齢期の住まいづくり	住宅改修支援(高齢者自立支援住宅改修給付事業・介護保険住宅改修)
	市営住宅での高齢者世帯の優遇策(優遇抽選)の実施
	高齢者住宅の運営
	あんしん居住制度等の情報提供
	民間賃貸住宅の安定入居策に向けた情報提供(東京シニア円滑入居賃貸住宅の情報登録・閲覧制度)
	サービス付き高齢者向け住宅の情報提供 府中市高齢者見守りネットワーク事業

継続 新規・拡充

住まいづくりの施策	対応事業
障害者の自立した生活を支援する住まいづくり	重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業
	グループホームの運営支援（運営主体：民間事業者）
	障害者グループホーム等家賃助成制度
	地域生活支援センターの運営
	心身障害者住宅費助成事業
	市営住宅での優先入居（障害者割当）の実施
子育てしやすい住まいの確保	市営住宅でのひとり親世帯の優遇策（優遇抽選）の実施
	母子・女性福祉資金
	子育て世帯の市営住宅への入居機会の確保・拡充策の検討[再掲]
	市民住宅の運営
住まいの相談窓口の充実	住まいに係る情報提供・相談窓口の充実の検討（関係課の支援策等の総合的な情報提供、多様な相談に応える住宅建築相談会等の充実）
	権利擁護（成年後見制度などの活用）のための施策
住まいの安定確保に向けた話し合いの場づくり	住まいづくりの担い手による、意見交換の機会・場づくりの検討（住まいづくりの主要課題に対応した研究会など）

継続 新規・拡充

～関連する指標と目標～

当基本方針に関し、市の住まいづくりの状況を把握する目安として、主要指標及び目標を次のとおり設定します。

指標	現状	目標
市営住宅における所得基準内世帯の割合 ・市営住宅における所得基準内世帯の割合です。増加を目指します。	94.2% (平成 24 年度)	97.5% (平成 29 年度)
市内のグループホーム（障害者）の定員数 ・地域生活の基盤の一つとなるグループホーム（ケアホームを含む。）の市内における定員数です。増加を目指します。	114 人分 (平成 24 年度)	145 人分 (平成 29 年度)

第 6 次府中市総合計画の前期基本計画における目標値。目標年度は平成 29 年度であり、4 年後の後期基本計画の策定に併せ、目標年度を平成 33 年度とした目標数値の見直しを行うものとする。

基本方針 2 みんなで未来に残す住まいづくり

(良好な住宅ストック形成について)

(1) 施策展開の基本的な考え方

住宅を地域の誇れる資産として、未来に残していけるよう、耐震化や防災対策の強化、環境性能の向上、バリアフリー化、健康配慮など、安全・安心・快適で、そして環境にやさしい住宅の整備・供給の促進を図ります。

増加の進む分譲マンションについて、その実態調査とともに、適切な維持管理や建て替え、更新等の支援を検討します。

今後、増加が心配される空き家についても、実態調査とともに、地域まちづくりとの連携を視野に、その対策について検討します。

(2) 住まいづくりの施策

住まいの耐震診断・改修の促進

「府中市耐震改修促進計画」に基づき、今後とも、耐震改修の必要性や重要性について、様々な機会・場での相談会の実施や、専門家の派遣など、継続的、かつ、より一層の周知・啓発に取り組むとともに、家具の転倒防止対策の普及・啓発や耐震診断や改修への助成等を通じて、住宅における避難空間・避難経路の確保と耐震化の促進を図ります。あわせて、首都直下地震等の大規模地震の発生が予測されるなかで、市民の防災意識が高まっていることを踏まえ、より一層の耐震化促進のための支援策の拡充を検討します。

また、東京都の「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、「特定緊急輸送道路沿道建築物」の耐震化の促進を図ります。

住まいの防災・防犯対策の促進

設置が義務付けされている住宅用火災警報器をはじめ、消火器、自動消火装置の設置の普及など、火災時の安全確保について周知・啓発を図り、大規模マンション等については、大規模災害時でも継続的な住まいとして機能できるよう、住宅開発への防災関連施設・設備の設置誘導・促進策について検討します。

また、市内では、徐々に空き家が増えてきており、荒廃した空き家は、防災や防犯面で問題が生じる可能性があることから、その動向について継続的に調査していくとともに、防犯を考慮した住宅の建て方やコミュニティでの防犯まちづくりの促進など、防犯性の高い住まいづくりについて周知・啓発を図ります。

環境にやさしい住まいづくりの促進

「エコハウス設備設置補助金」をはじめ、国や東京都の環境配慮型の設備設置への支援制度の普及・促進を図ります。

国の「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「特定低炭素住宅認定制度」を活用した住宅建設や、東京都の「マンション環境性能表示制度」の普及など、環境配慮型の住まいづくりの促進を図ります。

建物の気温上昇の抑制など、環境にやさしい住まいづくりの観点からも、「府中市地域まちづくり条例」に基づく「開発指導要綱」や「府中市景観ガイドライン」を踏まえ、住宅地開発等において、住まいのみどり確保の誘導を図ります。

国の「長期優良住宅認定制度」や東京都の「長寿命環境配慮住宅モデル事業」を活用した住宅建設など、長持ちする住まいづくりの普及・啓発を図ります。

住まい方を含め、環境にやさしい住まいづくりの取組や、支援制度など総合的に紹介する情報提供や相談体制の充実について検討します。

住まいのバリアフリー化・健康配慮の促進

「介護保険住宅改修」や「高齢者自立支援住宅改修給付事業」などの支援を通じて、住まいのバリアフリー化の普及・促進を図ります。

「府中市福祉のまちづくり条例」により、一定規模以上の民間及び公共の共同住宅は、その共用部分についてバリアフリー化を推進します。あわせて「福祉環境整備事業」により、諸条件を満たした施設では、バリアフリー化の取組を支援します。

シックハウス症候群など建材に起因した健康被害を防止するよう、住宅建設時において、今後も引き続き適切な指導を図ります。

アスベストを使用している住宅の解体・改修時において、引き続き、アスベストの飛散防止対策の徹底化を図ります。

住み替えの受け皿としての既存住宅の有効活用

本市への移転や、市内での住み替えに当たって、安心して中古住宅を取得できるよう、住宅の耐震化の促進を図るとともに、「住宅性能表示制度」の普及・促進を図ります。

また、空き家も重要な住宅ストックであり、その実態調査を行うとともに、地域まちづくり活動との連携を視野に、空き家の見守りや利活用などの仕組みづくりについて検討します。

あわせて、空き家の管理に係る条例化を視野に、必要に応じて空き家対策のためのルールづくりについても検討します。

分譲マンションの適切な維持管理の促進

分譲マンションについて、建物やその管理状況、管理組合の運営実態、長期修繕計画や積立ての状況などについて、今後とも継続して実態調査を行い、実施に当たっては、調査内容や調査方法等を適宜精査・充実し、適切な支援策の構築へ有効活用していきます。

あわせて、実態調査を踏まえつつ、維持・管理に係る助言・指導を具体的にを行うための仕組みづくりについて検討します。

また、マンション管理や建て替えに係る専門家の協力の下、分譲マンションの維持・管理をはじめ、修繕・建て替え、耐震診断・改修などについての幅広い情報の提供と相談に応じることができる体制について検討します。

民間賃貸住宅の適切な維持管理の促進

退去時の原状回復や入居中の修繕等の基本的な考え方を示した東京都の「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」の普及など、居住者とのトラブル防止やリスク回避のための情報提供を図ります。

また、貸主に対し、長期修繕計画の普及など、資産価値を保ち良好な住宅ストックとして維持するための情報提供を図ります。

あわせて、民間賃貸住宅においても高齢者や障害者の住まいの供給を促進できるよう、「あんしん居住制度」等の情報提供を図ります。

公的住宅の計画的な修繕・更新

市民共有の財産として、公共施設を将来にわたって適正な規模で維持していく観点から、計画的な修繕工事の実施等、市営住宅の適切な管理に取り組むとともに、東京都や東京都住宅供給公社、都市再生機構が供給・管理する住宅団地の老朽化に伴う建て替えに当たっては、計画的な建て替えについて協議していきます。

～ 主要な事業・取組～

住まいづくりの施策	対応事業
住まいの耐震診断・改修の促進	木造住宅耐震診断・耐震改修等助成金
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金
	耐震診断・改修支援の拡充検討（助成対象の拡大）
	耐震化促進のための情報提供の充実 （様々な機会・場を通じた相談会の実施、専門家と連携したより一層の情報提供など）
住まいの防災・防犯対策の促進	住宅用火災警報器設置の義務化についての広報
	防犯情報の発信・犯罪発生状況の発信（メール配信サービス）
	ハザードマップ及び防災ハンドブックの作成・更新
	住宅開発への防災関連施設・設備の設置の誘導（府中市地域まちづくり条例に基づく開発指導要綱の強化検討など）
	防犯まちづくりへの取り組み方の情報提供
	荒廃した空き家の調査
環境にやさしい住まいづくりの促進	エコハウス設備設置補助金交付事業
	長期優良住宅認定（長期使用するため一定の構造・設備に配慮した住宅への税制優遇措置）
	長寿命環境配慮住宅モデル事業の情報提供（実施主体：東京都）
	低炭素建築物認定（一定の環境配慮のある住宅への容積率緩和や税制優遇措置）
	みどりの創出・維持管理の奨励策の検討
	住宅の環境性能の確保・向上に係る支援策等の情報提供
住まいのバリアフリー化・健康配慮の促進	住宅改修支援[再掲] （介護保険住宅改修・高齢者自立支援住宅改修給付事業）
	重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業[再掲]
	バリアフリー化促進（福祉のまちづくり条例・福祉環境整備事業）
	シックハウス対策
	住宅解体時等のアスベスト対策
住み替えの受け皿としての既存住宅の有効活用	木造住宅耐震診断・耐震改修等助成金[再掲]
	住宅性能表示制度の普及・促進（実施主体：登録住宅性能評価機関）
	空き家対策検討 （実態調査、地域まちづくりとの連携を視野に入れた空き家対策、空き家管理条例等を含めた空き家対策のルールづくりの検討など）

継続 新規・拡充

住まいづくりの施策	対応事業
分譲マンションの適切な維持管理の促進	分譲マンション実態調査の継続・拡充 (調査内容・方法の工夫など)
	分譲マンション実態把握・指導のための体制構築検討
	情報提供・相談窓口の拡充検討(マンション管理士など専門家との連携を視野に入れた相談機能の充実、管理組合・専門家相互につなぐネットワークづくりなど)
民間賃貸住宅の適切な維持管理の促進	トラブル回避策のための情報提供(都の相談窓口、「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」の普及など)
	高齢者や障害者等の住まい供給に向けた情報提供(あんしん居住制度など)(基本方針1 参照)
公的住宅の計画的な修繕・更新	市営住宅の適切な管理・修繕
	都営住宅等の計画的な土地利用等の協議

継続 新規・拡充

～ 関連する指標と目標～

当基本方針に関し、市の住まいづくりの状況を把握する目安として、主要指標及び目標を次のとおり設定します。

指 標	現 状	目 標
住宅耐震化率 ・民間住宅の総数に対し、耐震性を有する住宅の割合で、増加を目指します。	85.9% (平成 24 年度)	92% ¹ (平成 29 年度)
バリアフリー化率 ・高齢者が居住する住まいにおいて、一定のバリアフリー化が行われている住宅の割合で、増加を目指します。 一定のバリアフリー化：手すりがある(2カ所以上)又は段差のない屋内	43.2% (平成 20 年度)	80% ² (平成 30 年度)
高齢者自立支援住宅改修給付件数(単年度) ・住宅改修などが必要と認められるおおむね 65 歳以上の方に対して、手すりの取付け及び浴槽などの取替え等の改修に対し助成を行い、住環境の改善を支援します。	106 件 (平成 24 年度)	140 件 ¹ (平成 29 年度)
省エネルギー対策の実施率 ・一定の省エネルギー対策が行われている住宅の割合で、増加を目指します。 一定の省エネルギー対策：全部又は一部の住宅の窓が、二重サッシ又は複層ガラス	17.1% (平成 20 年度)	40% ² (平成 30 年度)
長期修繕計画策定済みマンション率 ・市内に立地する分譲マンションのうち、長期修繕計画が策定されているマンションの割合で、増加を目指します。	75.6% (平成 22 年度)	90% (平成 33 年度)

1：第6次府中市総合計画の前期基本計画における目標値。目標年度は平成 29 年度であり、4年後の後期基本計画の策定に併せ、目標年度を平成 33 年度とした目標数値の見直しを行うものとする。

2：住宅・土地統計調査のデータを活用した指標であり、当統計調査の調査年度である平成 30 年度を目標年度として目標値を設定した。

基本方針3 みんなで取り組む地域の住まいづくり

(まちづくりとの連携について)

(1) 施策展開の基本的な考え方

「府中市地域まちづくり条例」により、地域の住環境に影響する建築・開発の適切な誘導を図るとともに、地区計画や景観協定などの活用促進を通じて、地域ぐるみによる個性ある魅力的な住まいづくりの促進を図ります。

あわせて、「府中市景観条例」及び「府中市景観計画」に基づく景観誘導に当たっては、「府中市景観ガイドライン」の普及を図り、魅力的なまち並みのある住まいづくりを推進します。

住まいづくりを、地域まちづくりへの参加・実践の機会・場として捉え、住まいづくりを介したまちづくり活動の活性化を促進し、多様な世代・世帯がふれあう成熟したコミュニティの醸成へとつなげていきます。

さらに、「みんなで創る」住まいづくりの実践として、市民のみならず、住まいづくりの担い手を相互につなぐ仕組みづくりを検討するなど、本市の住まいづくりの主要課題に対応し、市民・事業者・行政協働による「住みよいまち」の追及を目指します。

(2) 住まいづくりの施策

地域特性や周辺環境に配慮した住まいづくりの促進

「府中市地域まちづくり条例」に基づく開発事業については、「開発指導要綱」や「府中市開発事業まちづくり配慮指針」により、良好な住まいづくりについて適切な誘導を図ります。

良好な住環境の維持や魅力的な住まいづくりに取り組む、地域発意のまちづくりについては、まちづくり活動経費の一部助成やまちづくり専門家の派遣などによりその活動を支援するとともに、地区計画や景観協定の活用の促進を図ります。

「空き家を出さない」など、地元の創意工夫による住環境の維持・向上のためのまちづくり活動の促進策について検討します。

魅力の高いまち並みを演出する住まいづくりの促進

「住みよいまち」としてのまち並みの維持・向上に向け、「府中市景観条例」及び「府中市景観計画」に基づき、「府中市景観ガイドライン」を踏まえた住まいづくりにおける景観誘導を図ります。

また、「府中市地域まちづくり条例」に基づく地域発意のまちづくりを促進し、魅力的なまち並みのある住まいづくりの取組に対し、景観協定や地区計画の活用を促進を図ります。

大規模な土地利用に当たっての適切な住まいづくりの誘導

地域の住環境に大きな影響のある大規模施設の更新や土地利用転換に当たっては、「府中市地域まちづくり条例」に基づき適切に開発誘導を図ります。

また、市内に立地する大規模な住宅団地のうち、老朽化が進み、施設の更新時期を迎えている団地については、団地住民による建て替え検討への支援を図るとともに、建て替えに伴う周辺への影響を踏まえ、その周辺を含めた地域のまちづくりとして取り組むことを検討します。

コミュニティをはぐくむ住まいづくりの促進

住まいづくりを、市民の地域のまちづくり活動への参加・実践の場として有効活用する取組の促進を図ります。

そのため、コミュニティ協議会や自治会などによる「祭り」といった地域交流の場についての情報発信など、住宅開発による新住民などが気軽に地域に溶け込めるきっかけづくりを促進します。

市民団体・NPOなどが連携したまちづくり組織や、定年退職した世代を含めた住まいづくり専門家・人材を相互につなぐ仕組みづくりを検討します。

また、コミュニティカフェなど、地域、ひいては府中らしい住まいづくりのための意見交換・実践の場についても検討します。

住まいづくりの担い手の連携による、住まいづくりサポートの充実

住まいづくりに係る事業者相互、事業者・行政の情報交換・共有の促進を図り、高齢期の住まいづくりや、空き家対策など、市の住まいづくりの主要課題へ対応できる、市民・事業者・行政の協働の体制づくりを目指し、建設会社や不動産会社をはじめ、健康・福祉、子育て支援など、生活サービスを提供する事業者、まちづくり組織との連携の下、住まいづくりの主要課題への対策等について意見交換、さらには研究・検討をする機会・場づくりを検討します。

また、多分野にわたる関係課の支援策などについて総合的に案内できるよう、情報提供の充実について検討するとともに、住まいづくりの担い手の連携の下、住まいに係る多様な相談に応えることができる相談窓口の充実について検討します。

～主要な事業・取組～

住まいづくりの施策	対応事業
地域特性や周辺環境に配慮した住まいづくりの促進	府中市地域まちづくり条例による建築・開発誘導
	府中市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例による良好な近隣関係及び健全な生活環境の誘導
	地域まちづくりへの地区計画、景観協定の活用促進
	まちづくり活動経費の一部助成
	まちづくり専門家の派遣
	住環境の維持・向上のためのまちづくり活動への支援策の検討
魅力の高いまち並みを演出する住まいづくり	府中市景観ガイドラインによる建築・開発誘導(府中市景観条例・府中市景観計画に基づく誘導)
	地域まちづくりへの地区計画、景観協定の活用促進[再掲]
大規模な土地利用に当たっての適切な住まいづくりの誘導	大規模開発事業における適切な住まいづくり誘導(府中市地域まちづくり条例)
	住宅団地再生の取組検討
コミュニティをはぐくむ住まいづくり	市民協働の活性化促進策(コミュニティ協議会、自治会、府中NPO・ボランティア活動センター・コミュニティサイトふちゅう運営など)
	地域まちづくりの情報提供の充実検討(自治会等の地縁組織、祭り等の催事の情報提供など)
	まちづくり組織・住まいづくりの専門家をつなぐ仕掛け・仕組みづくり検討(各組織・専門家の情報発信の機会、相互のマッチングのためのコーディネートなど)
	住まいづくりに係る話し合いの機会・場の検討
住まいづくりの担い手の連携による、住まいづくりサポートの充実	住まいづくりの担い手による、意見交換の機会・場づくりの検討(住まいづくりの主要課題に対応した研究会など)[再掲]
	住まいに係る情報提供・相談窓口の充実の検討(関係課の支援策等の総合的な情報提供、多様な相談に応える住宅建築相談会等の充実)[再掲]

継続 新規・拡充

～ 関連する指標と目標～

当基本方針に関し、市の住まいづくりの状況を把握する目安として、主要指標及び目標を次のとおり設定します。

指 標	現 状	目 標
開発事業と併せて地区計画等を決定した累計件数 ・府中市地域まちづくり条例に基づく開発事業と併せて地区計画、景観協定、建築協定を決定した件数で、増加を目指します。	15 件 (平成 24 年度)	26 件 (平成 29 年度)
各文化センター圏域でのコミュニティ事業参加者数 ・地域まつりなど、各圏域で行われているコミュニティ活動への参加者数を測定します。事業への参加者数の増加を目指します。	217,828 人 (平成 24 年度)	231,000 人 (平成 29 年度)

第 6 次府中市総合計画の前期基本計画における目標値。目標年度は平成 29 年度であり、4 年後の後期基本計画の策定に併せ、目標年度を平成 33 年度とした目標数値の見直しを行うものとする。